

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度PR業務 公募型プロポーザル仕様書

1. 業務名

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度PR業務

2. 目的

熊本県では、若者の県内就職と定着、県内企業等の将来の中核を担う人材確保のため、県と県内企業等が協力して、県内に就職する若者の奨学金返還や赴任費用等を支援する制度（ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度。以下、「本制度」という。）を実施している。 ※本制度の概要は、別紙リーフレットのとおりに

本制度は、本制度に参加する県内企業等（以下「参加企業」という。）と県が2分の1ずつを負担して参加企業に就職する若者の奨学金返還や赴任費用等を支援するものであり、本制度の利用を希望する若者には、事前の登録を要件としている。

若者の地方定着に向け多くの自治体が競い合う中、本制度によってより多くの若者を熊本に呼び込むためには、県内外の登録者を増加し、本制度の利用を促すことが必要である。

加えて、若者が就職を希望する企業等の選択肢を増やすためにも、参加企業を増加させ、更には若者が参加企業を実際の就職先として選択する意欲を向上させることも必要である。

本業務は、上記の認識のもと、本制度を県内外の若者、県内企業等に広く、効果的にPRすることによって、県内外のより多くの若者と県内企業等が本制度の内容等を知り、本制度に登録・参加することを促し、本制度の効果的な実施に資することを目的とする。

3. 業務委託の期間

契約締結の日から、令和9年（2027年）3月31日までとする。

4. 委託業務

(1) 県内外に向けた本制度のPR

①若者及びその保護者等に対する広報

県内外の学生等に広く本制度をPRし、本制度への登録者数を増加させるため、本制度の対象者についてセグメンテーションを行い、対象人数の大小や制度の登録可能性の高低を踏まえ、ターゲティングを明確にした上で、以下の事項を実施すること。

また、戦略は、熊本県内の学生のみならず、県外在住の若者（学生及び35歳以下の社会人）、その保護者等の関係者にも効果的な訴求を図る内容とすること。

なお、業務委託期間内の時期毎のPR対象は以下を想定している。

時期	PR対象
2026年6月～2026年12月	2026年度就職予定者
2026年6月～2027年 3月	2027年度就職予定者
2026年夏頃～2027年 3月	2028年度就職予定者

ア. イベント等でのPR

大学等の学内外で実施される就職フェアやセミナー等、就職への関心が高い若者が集まるイベント等でのPR（主催者との調整等を含む）を行うこと。

なお、イベント等で配布するリーフレット等の販促物についても作成すること。
（デザインについては県から提供する）

イ. その他

アの他、①の広報戦略に基づき、本制度のPRのため効果的な事柄を実施すること。なお、以下の例はあくまで参考であり、提案者の創意工夫により具体的な実施内容の企画提案を行うこと。

<考えられる例>

- ・独自の保有する個人情報等に基づくDM送付
- ・保有するネットワーク等への本事業PR資料の掲示 等

②県内の企業や法人等に対する広報

県内企業等に広く本制度をPRし、参加企業数を増加させるため、ターゲティングを明確にした上で、どのようにPRを進めるかを具体的に示すこと。

また、戦略は、単なる企業数の増加を図ることのみならず、若者の関心の高い傾向にある業種の企業数の増加にも効果的な訴求を図る内容とすること。

[熊本県が求める企業]

特に以下の企業について、参加を促進するような方策を提案すること。

- ・半導体関連、自動車関連、ライフサイエンス分野（UXプロジェクト）、ソフトウェア関連の企業
- ・県南地域の企業

なお、業務委託期間内の時期毎のPR対象は以下を想定している。

時期	PR対象
2026年6月～2026年12月	2026年度就職者採用予定の県内企業等
2026年6月～2027年 3月	2027年度就職者採用予定の県内企業等
2026年6月～2027年 3月	2028年度就職者採用予定の県内企業等

ただし、以下の例はあくまで参考であり、提案者の創意工夫により具体的な実施内容の企画提案を行うこと。

<考えられる例>

- ・マスメディア、インターネット等を活用した広報
- ・独自の保有する企業情報等に基づくDM送付
- ・企業向けの制度説明会の開催 等

③その他

参加企業限定のリアルイベントの開催

若者（保護者）向けに、参加企業が無料でエントリーできるリアルイベントを開催すること。形態は定めないが、より多くの参加者を確保できるよう工夫すること。

（10～11月開催を想定しているが、提案内容の効果を加味し検討する）

その他、登録した若者と参加企業のマッチング率を向上させる方策を提案すること。
また、県が実施・参加する本制度に関連するイベント等の周知、資料作成補助等を行うこと。

(2) 参加企業の認知度向上に向けた広報

若者が参加企業を就職先として選択する意欲を向上させ、多くの若者の実際の支援につながるよう、参加企業の魅力や採用情報等をPRする方法を具体的に示すこと。

なお、以下の例はあくまで参考であり、提案者の創意工夫により具体的な実施内容の企画提案を行うこと。

＜考えられる例＞

- ・本制度専用SNSアカウントの開設及び運営
- ・ウェブサイト「くま活サポート」との連動 等

5. 成果品等

令和9年（2027年）3月31日までに、以下の最終成果品を納入すること。

① 業務完了報告書 1部

※以下②、③は制作物がある場合のみ

② 作成した制作物の現物 各1部（ないし1個）

③ 作成した制作物に係る電子データ 一式 [CD-ROM等の記録媒体により納入]

6. 発注者との連携

- (1) 業務の実施に当たっては、県商工政策課と十分に連携しながら行うこと。
- (2) 業務の進捗管理等を行う総括責任者を配置すること。
- (3) 進捗状況について、随時県に報告すること。

7. 業務委託仕様書

業務委託契約に係る仕様書については、本公募型プロポーザル仕様書及び提案者の企画提案を基に、県と提案者が協議の上、決定するものとする。

8. 留意事項

発注者熊本県（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の事項について留意する。

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、本業務の遂行に当たって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (4) 原則として、乙は本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲の承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (5) 乙が本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物については、甲に帰属する。

- (6) 第三者が著作権を持つ素材を利用する場合は、乙が著作権者の承諾を得て行うものとし、甲が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、乙は一切の責任を負うこと。
- (7) 業務委託契約後、契約金額の範囲内において、甲と乙が相互に協議の上、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (8) その他、業務を円滑に進めるため、仕様書に定めのない事項については、甲と乙が相互に協議の上、決定する。